

あなたの健康を支える。

国民健康保険

国民健康保険に加入する方は？

すべての国民は何らかの健康保険に加入する義務があります。75歳未満で、職場の健康保険など（社会保険や国保組合など）に加入していない方（自営業の方や無職の方など）は、国民健康保険（以下「国保」）に加入しなければなりません。

また、職場の健康保険などをやめた場合には、国保の加入手続きが必要です。手続きが遅れると、保険税をさかのぼって納めなければなりませんのでご注意ください。

* 保険税は届け出をした日からではなく資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。

* 保険証がない間の医療費は全額自己負担となります。

保険税は重要な財源です

国民健康保険税（以下「保険税」）は、国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんの医療費の支払いにあてられています。

保険税は納期内に納めましょう

国保に加入している方は、給付を受ける「権利」と同時に、保険税を納める「義務」もあります。保険税は必ず納期内に納めましょう。

特別な理由もなく保険税を滞納すると、有効期限が短い「短期保険証」や、保険診療分の費用を全額負担しなければならぬ「被保険者資格証明書」の交付を受けることがあります。また、納付状況が改善されない場合は、財産差

し押さえなどの滞納処分が執行される場合がありますので、納付が困難になった場合などは、町民税務課または歌津総合支所町民福祉課で、必ず納税相談を受けてください。

【学 保険証の有効期限は3月末日です】
 昨年10月以降に交付した学保険証の有効期限は3月末日となっていますので、4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。（対象者には、3月中旬に通知します。）

【卒業する場合には】
 卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失し、住所地の国保の資格を取得することになります。就職して社会保険などに加入した方も国保の資格を喪失します。

また、卒業後南三陸町に転入し、引き続き国保の場合は学保険証から一般の保険証に資格が変わります。

いずれの場合でも、当町の異動手続きが必要です。

◆ 手続きに必要なもの
 ・ 国保学保険証
 ・ 印鑑
 ・ 社会保険等に加入した場合はその保険証

滞納すると、有効期限が短い「短期保険証」や、保険診療分の費用を全額負担しなければならぬ「被保険者資格証明書」の交付を受けることがあります。また、納付状況が改善されない場合は、財産差

【親元を離れる学生に学 保険証を交付します】
 他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合は、申請により学 保険証が交付されます。

◆ 手続きに必要なもの
 ・ 国保の保険証
 ・ 印鑑
 ・ 在学証明書
 ※ 転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

特定検診を受けましょう

40歳から74歳の被保険者の方々を対象に特定検診を毎年実施しています。集団検診や個別検診を実施していますので健康管理のために是非受診してください。

国民健康保険をやめるとき

他の健康保険などに加入したときや他の市町村に転出したとき、死亡した場合等は届出が必要です。

資格の喪失した保険証で診療を受けると国保が負担した医療費は後で返してもらいうこととなります。

葬祭費の支給申請

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方の葬祭費の支給申請を、町民税務課及び歌津総合支所において随時受け付けています。印鑑、会葬礼状等及び世帯主または喪主の方の通帳を持参のうえ申請してください。

国民健康保険が使えないとき

次のような場合は国保（保険証）が使うことができませんので注意しましょう。

① 病気とみなされないうとき
 健康診断、人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整形、正常な妊娠・出産等

② ほかの保険が使えるとき
 仕事上の病気やケガ（労災保険の対象）

* 故意の事故や犯罪、けんかや泥酔などによる病気やケ

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。なお、示談の前に必ず国保担当課に連絡をして、届け出をしてください。

* 事故証明書、保険証、印鑑を持参し国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

こんなときは必ず14日以内に届出を！		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入した。	前住所地の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険を脱退した。	職場の健康保険を脱退した証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた。	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれた。	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなった。	保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退するとき	外国籍の方が国保に加入する。	外国人登録証明書
	他の市町村に転出する。	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した。	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった。	
	国保の被保険者が死亡した。	国民健康保険証、死亡を証明するもの、印鑑
その他	生活保護を受けるようになった。	国民健康保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の方が国保を脱退する。	国民健康保険証、外国人登録証明書、印鑑
	退職医療制度の対象となった。	国民健康保険証、年金証書、印鑑
	同じ町内で住所が変わった。	
	世帯主や氏名が変わった。	国民健康保険証、印鑑
世帯が分かれたり一緒になった。		
保険証の紛失または破損など（再交付申請）。	国民健康保険証（ない場合は運転免許証など身分を証明するもの）、印鑑	

国民健康保険に関する問い合わせは 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373 歌津総合支所 町民福祉課 ☎36-3921